第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々

第一節　城下の拡大

１　町と町続き

城下図の語るもの

現在の名古屋市域を、一九世紀初頭、尾張藩政下の町・村にあてはめると、二町、一八〇村からなり、この二町が、名古屋城下と熱田である。当時の名古屋城下は、現在の中・東区の大部分と西・北区の一部にあたり、面積にすれば、現在の名古屋市の総面積三二七・九一平方キロメートルのほぼ一〇分の一にしかすぎない。しかし、現在我が国有数の大都市に発展した名古屋が、都市としての原点を求めることができるのは、近世の名古屋城下なのである。

図２－１は、一八世紀半ばごろの名古屋城下図をもとに作成したものである。逆三角形に開けた町の形は、江戸時代の名古屋城下のイメージとして定着した感さえあるが、城下の規模がこの範囲に落ち着くのは、一八世紀半ば以降のことである。

名古屋は、一六世紀の初頭、徳川家康によって建設された名古屋城の城下町として誕生した。正保四年（一六四七）ごろと推定される「名古屋城絵図」（徳川美術館蔵）および、「万治年間之名古屋図」（名古屋城蔵）に描かれた一六世紀半ばごろの名古屋城下は、図２－１太線アの内側部分である。これが、正徳四年（一七一四）ごろと推定される「尾府名古屋図」（名古屋市蓬左文庫蔵）をはじめとして、享保年間（一七一六～三五）ごろまで、一八世紀前半ごろの絵図となると、西は、樽屋町の大木戸を越えて美濃路沿いに押切村まで、南は、古渡橋を越えて描かれている(図２－１太線イ内側)。

町並みが、城下の大木戸を越えて街道沿いを中心に発展していくなかで、享保一三年には、「町続き」とよばれる村方に属する城下の隣接地は、治安管理上は町奉行の支配下に、収税管理上においては、国奉行の支配下に置かれることとなった。こうした行政上の変化も反映して、すでに元文三年（一七三八）の「名古屋図」（個人蔵）には、西は枇杷島橋まで、南は熱田の北端尾頭橋までが描かれており、以後一八世紀半ばには、明治初年まで続く城下図の原型が成立したといえる。

さらに、一八世紀後半に行われた地方支配機構の大規模な改革（第一章）ともあいまって、一八世紀後半の城下図では、「名古屋并熱田図」（口絵）や図２－１のように、「町続き」の地域を色分けして描く図も目立つ。一九世紀に入るとこうした色分けはみられなくなる。「町続き」を含めた城下の範囲が定着したといえよう。東西・南北約七キロメートル以内、当時の人々の行動範囲からしても、政治的・経済的に、有機的つながりをもった都市空間として適切な範囲であったものと考えられる。

なお、『蓬左遷府記稿』（名古屋市蓬左文庫蔵）によると、元和元年（一六一五）、家康は名古屋城の外曲輪として、「南は古渡、東は矢田川を境、西は枇杷島川に際り出来の筈―後略―」のように指示したという。家康が想定した名古屋城下の範囲に、近世後期にいたって到達したといえよう。

このように、城下図から城下の発展を跡づけることもできるが、一方で、作成年代にかかわらず、いずれもよく似た印象をあたえることも事実である。藩庁の中枢と藩主の住居である本丸・二の丸を取り囲んで、重臣の屋敷が建ち並ぶ三の丸があり、城郭を出た南には整然と碁盤割りされた町人の居住区域が広がる。その周辺には、城郭と町屋を守るように、東西と南に藩士の屋敷が置かれる。近世を通じてこうした位置関係に大きな変化は生じない。居住者名のひとつひとつを比較するなど、細部に注意して検討しなければ違いに気づくことは難しいのである。

ただし、細部を検討する際にも限界はある。ほとんどの「城下図」は、藩の屋敷奉行が管理する藩士の居住区域については、一軒一軒居住者名を詳細に記していて、現在の住宅地図の役割を果たしているが、職人・商人の住む町方については、他地域との色分けがされるだけで、藩士の居住区のような細かい記述がなされたものは存在しない。木戸や番所、水路などは示されているが、町の地図でありながら、町方についての情報は限られているのである。しかも、藩士の居住区域がすべて記述されているわけではなく、あくまで、屋敷奉行の管轄区域について詳細に記述しているにすぎない。名古屋城下には、藩士といっても様々な階層が存在した（第六章第一節１）。屋敷奉行から屋敷を拝領できた階層は、御目見格を目安として考えた場合、幕末期で藩士の半分以下である。城下図に名前が登場しない藩士の方が多かったのである。

図２－１

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々

第一節　城下の拡大

１　町と町続き

町続き

「町続き」とは、城下に隣接した村々において、城下からの町並みが続いている地域をさし、村落内の市街地化の進んだ地域といえよう。図２－１における②の部分（口絵「名古屋并熱田図」赤紫色部分）がこれにあたり、その地域は、表２－１の通りである。

市街地の拡大は、すでに一七世紀後半に始まり、前述のように一八世紀前半には、行政上の変化を余儀なくされた。

市街地化は、街道沿いを中心に東西南北、いずれの方向にも進んだが、最も顕著であったのは三の丸以南における、南および東西に向けての都市化の進行であり、特に広井・日置・古渡・前津小林の各村域に属する地域においてである。古渡を除いて、すでに城下町の建設当初から、堀川および藩士の住居地として、一部が城下に組み込まれていた村々であった。

当時広井といえば、堀詰町より南、大須観音より北の城下西部一体をさす名称である。当初から城下の扱いを受けていた堀川端には、その数二八棟にもおよぶ藩の蔵米を入れる蔵屋敷があり、堀川を利用して全国の物資を積んだ船が行き来し、沿岸には豪商が軒をならべていた。物の行き来とともに人が集まり、堀川から江川、さらに西へと町並みが広がるのは当然の成り行きであり、六軒町、替地出来町、水主町、沢井町など新しい町が出現した。さらに、名古屋を東西に行き来する者が必ず通ったのが伝馬橋で、信濃と名古屋をつなぐ飯田街道が、碁盤割の中央を横断してこの橋を渡り、さらに堀川端を南へ下ると、広小路から続く道が北伊勢と名古屋を結ぶ柳街道へつながっていた。この人の往来とともに、町並みは納屋橋から柳橋を行き過ぎ、戸田道、祢宜町へと、西にのびていったのである。

日置は、広井の南、堀川をはさんで、北は大須界隈から南は橘町の大木戸にいたる地域をさす。一方前津小林は、日置の橘町筋・門前町筋を境とした東側をさし、広小路から橘町の大木戸までの地域にあたる。両地域は、城下碁盤割から続く本町筋をほぼ境として東西に位置したのである。さらに古渡は、日置・前津小林の南に位置し、橘町の大木戸の南にあたる地域である。

城下の南端であり、城下の入口にあたる橘町は、この三つの地域が境を接する所である。名古屋城下の都市計画が始まった一七世紀後半には、一面の松原であったというが、藩の計画で町屋の創設が進み、その繁栄を目的に寛文四年（一六六四）城下では初めて常設の芝居小屋が置かれた（第三巻第一一章第四節）。また、幕府による享保の改革の中にあって名古屋城下の繁栄政策をとった宗春の都市計画では、日置の西小路、前津小林の富士見原、古渡の葛町と三カ所の遊郭が、大木戸をはさんで逆三角形に配置され、門前町から橘町の筋を中心に、日置から前津小林にまたがる地域は希有のにぎわいをみせた（第三巻第五章第三節）。三郭は、元文元年宗春政権の終焉とともに廃止され、もとの田畑に戻されたが、この地にとどまった遊芸人たちも多かった。

一八世紀後半以降、この地域は、緩急を繰り返す幕府や藩の政策に影響されながらも、城下の人々の娯楽、遊興の地として都市のにぎわいを呈した。寺社の境内のにぎわいとともに、寺社の門前や周辺の道筋は、次々と町屋となり、一九世紀には、堀川までの道筋のほとんどが町屋となった。享和元年（一八〇一）に始まった堀川の水神祭、文政から天保年間に花の盛りを迎えたという堀川端の花見を代表として、日置橋をはさんで、納屋橋から新橋までの堀川端に、新たな都市の風景が形成されていったのである（第六章第二節）。

図２－１　表２－１

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々

第一節　城下の拡大

１　町と町続き

町の住人

六句町（図２－１のⓒ・西区幅下および新道）は、名古屋城の北西、名古屋開府以来の城下の西端にあたる戸田町に境を接し、町続きに属する町である。南北に通る幅二間余の道の両側二〇一間余に渡って町屋が建ち並んだ。享和元年の「家並帳」（表２－２）によると、役負担の基準となる軒数七五軒に対し、実際の世帯数に近いと考えられる鍵数（第三巻第五章）は一六八軒、このうち家主および家主代などの住居以外の一三二軒のほとんどは借家とみてよいであろう。「家並帳」に記された五四区画の内、三五区画に前記の借家があり、このうち一七区画一一人の家主が町外居住者で、その居住地は、堀川以西の隣接町村である。屋敷地の間口割は最小でも三間で、五間をこえるものが三七区画、一〇間を超えるものでも八区画と大きいが、一区画に一〇軒前後の借家を持つ区画もある。奥行きは、城下碁盤割地区に近い一五から二〇間前後で、「家並帳」の注記によると、裏鍵（表通りの面していない裏側にあたる敷地に建てられた家屋）に家主の代理人や家主の家族が居住する例が多く、ここで周辺から表通りまでの借家を管理したものであろう。

飯田町（図２－１のⓑ、東区泉、橦木町付近）は、城下の東部、武士町にはさまれた地域に位置し、橦木町筋の武家屋敷に境を接する町人の居住区域である。「名府豫録」（名古屋市鶴舞中央図書館蔵）によれば、この町の軒役数は、五五軒前後と考えられるが、嘉永三年（一八五〇）の「飯田町人別御改帳」（表２－３）には、七三世帯が記録され、このうち五三が、借家人の世帯である。一五人いる家主の内町外居住者は約半分の七人だが、その所有軒数は三四軒と多くを占めている。

居住者の職業は、三八軒が職人の部類に属し、職人町の印象を受ける。特に大工一九人を筆頭に、材木商も含め建築業にかかわる家が二九軒である。商人は、米・味噌などの食料、燃料、嗜好品など町内と周辺住民のための小売り商店が想定される。家族構成は、ほとんどが夫婦と子どもの単婚小家族だが、単身者と推定される家も多い。特に繰糸渡世を職業とする家の家長は女性で、家族は女性のみまたは女性と子どもである。また、酒小売を商売とする家も女性を家長に家族は子どもが二人である。都市化の進行をうかがわせる光景である。

二軒の材木商や家持ちで職人の棟梁とおぼしき家がこの町では富裕層に属するのであろうが、城下を代表するような富裕な商工業者ではなさそうである。日雇渡世の家もあるが、貧困層とまではいかないようだ。よく似た境遇の中小の職人や商人の居住区ではなかったかと考えられる。

朝日町（図２－１のⓐ、中区錦三丁目付近）は、城下碁盤割の東南の端に位置する町人の居住区である。江戸時代の町割の痕跡が残る明治二二年の地積図では、大津町を南へ下った宮町通から広小路までの両側が朝日町一～四丁目となっているが、江戸時代の朝日町はそれより一町分北に位置する。寛政一〇年（一七九八）から天保年間にいたる一九世紀前半を記録した「朝日町家並帳」によると桜町筋から本重町筋までの間に図２－２のように、上之切・東之切・西之切・下之切が置かれていたことが判明する。

図２－２には、前記「家並帳」によって朝日町の町割とともに、この約五〇年間の家主の交代と、借家や別宅などであった控屋敷地の変化を示した。この図に示した七五区画の内、当初は二〇区画が町外居住者の所有であったのが、この間に約半分の三五区画におよび、控屋敷地は、三七区画が、五四区画にまで増加している。朝日町においても家主の交代が頻繁であるとともに、町外居住者が所有する屋敷地が増加し、借家人など、新規参入者の出入りを活発化する傾向は進行していたのである（第三巻第五章）。

朝日町については、享和三年から文化二年（一八〇五）まで、当時の町代による三年分の「御用留帳」が残されている。これによると、当時朝日町内には、一三九軒の家があり、このうち借家は八〇軒、ただし、一〇軒前後の借家が空き家になっているとある。また、徴収された宗門帳と人数改帳作成費用と一人あたりの負担額から算定すると宗門帳に記載された総人数は二九四人、このうち一六歳から六〇歳までの男子は九八人で、家持ちが二五人、借家住まいが七三人とある。この留帳には、主として、人の出入りと

土地の所有者や利用方法の変更が記されており、巻頭には、武士や座頭、職人でも藩の禄を受けているものなど、朝日町の住民でありながら町方の人別改帳には記載されない人物の名前があげられている。武士などが、主家から暇をだされて浪人した場合、逆に召し抱えられた場合には、それぞれ人別帳記載に加えるか、または抹消する手続きがとられ、この留帳に事の顛末が記録されたのである。

表２－４は、武士をはじめこの留帳に記載された町方の支配に属さない人物を一覧したものである。これによれば、朝日町には、七軒の家持と一三軒の借家、あわせて二〇軒の武士の家族が住んでいたことが判明する。かれらの多くは、直臣とよばれた尾張藩士ではなく、陪臣、つまり尾張藩士の家臣であった。

陪臣といっても、家持ちである表２－４、４番の杉山弥一左衛門は、大名なみの格式を有し、年寄の職にあった石河伊賀守家の家老、５番の水野治左衛門は、譜代の家臣八〇人を抱える三〇〇〇石の大身毛利源内家の用人など一廉の格式を持つ武士たちである。一方、借家住まいの武士たちは、直臣・陪臣を問わず下級武士の範疇に入るものが多く、武士というより武家奉公人と区別しがたいものも含まれている。特に下級のものは、主家の屋敷内の長屋や組屋敷に居住することが多かったはずだが、朝日町の例をはじめ、その実状は様々だったといえよう。

図２－１　表２－２　表２－３　図２－２　表２－４

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々

第一節　城下の拡大

１　町と町続き

城下の人口

『金城温古録』の編者として知られる奥村得義の雑纂『松濤棹筆』には、得義が住んだ古渡付近（図２－１・ⓓ）の享和年間（一八〇一～〇三）ごろの景観を描いた図が収録されている。この図には、藩の下役人層の住居と農家、職人の家などが混在している様子が描かれ、得義の叔母の嫁ぎ先である御蔵手代吉田覚左衛門家や当時の掃除中間頭中川兵右衛門家、杁方手代服部与三郎家、杁棟梁の原田平四郎、青山彦八、青山宇兵衛の三家、またそれぞれ「駒塚藩中」「小折藩中」と記された石河家家臣山口与右衛門と生駒家家臣三浦風仙などの名前が記されている。この地域には、藩士・陪臣あわせて多くの武士の住居があったことが判明する。また、奥村得義の家は、一八世紀末に尾張藩に仕えた家である（第六章第一節２）。奥村家をはじめ同家の親戚・縁戚二家の内、御目見格に属する一家を除くといずれもそれ以下の下級藩士で、その住居は、すべて町続きに位置していた。前述の朝日町の事例からも明らかなように、武士の住居は決して城下図に記された屋敷奉行が管轄した武家屋敷地内に限られなかったのである。

一方、名古屋城下には、どのくらいの人が住んでいたのであろうか。江戸時代の人口調査は、毎年または数年ごとに、町別、村別で行われた「人数改」の数字を集計したものがこれにあたる。表２－５・６・７は、人数改の数字を基礎としたと考えられる名古屋城下の人口の推移である。「人数改」および「人数増減帳」の提出は、定期的に行われたであろうが、表２－５・６・７のように、現在確認できる数字は断片的なものであり、いずれも藩の公式記録などに記されているものはない。この数字をみる限りでは、全国的な人口動向同様、江戸時代においては、飛躍的な人口増加の傾向はみられない。

人数改による数字には、前述の朝日町の例からも明らかなように武士とその家族は含まれていない。城下図に示された居住区画からいえば、城下の面積の約半分は武家の居住地区である。町人人口に匹敵する武家人口があったとしても不思議ではない。江戸時代の城下の武家人口を知ることができる資料は現在のところ存在していないが、明治三年の名古屋藩の調査による士族・卒族数（表２－８）、明治六年の明治政府の調査による名古屋の人口など（表２－５、９）からは、一八世紀半ば以降の名古屋城下の人口は、少なくとも一二万人前後に達しており、この内武士層に属するものの人口は、五万を超えていたであろうことが推定される（第六章第一節１）。

なお、廃藩置県前後の数字を参考にする場合に考慮しなければならないのが、明治元年に藩として独立した成瀬・竹腰両家の家臣数である。尾張藩は、尾張一国のほかにも美濃に五万石、三河・近江ほかに各五〇〇〇石余を有する大藩である。その城下町である名古屋には、江戸に各藩の江戸屋敷と旗本屋敷が集中し、そこに出入りする武家人口が多くを占めたのと同様に、城下に居住した各家が抱える家臣団の数も相当数に上ったものと推定される。あわせて六万五〇〇〇石におよぶ成瀬・竹腰両家は、名古屋城下に三の丸の上屋敷をはじめ中・下屋敷と三カ所に広大な屋敷を有し、敷地内には多くの家臣が居住していた。こうした家臣たちは、明治三年の名古屋藩士卒族としては記録されていない。また、廃藩置県後、明治六年の名古屋からは、さらに石河・志水・渡辺（各一万石）などをはじめとして尾張国の内外に本拠地をもつ諸家では家臣団とともにすでに名古屋を引き払っている例も多かったはずである。

万石以上の諸家から朝日町の住人のように武士と町人の間を行き来するものまで、武士といっても様々である（第六章第一節１）。また、藩の御用商人・職人から藩士諸家出入りの商人・職人まで、城下の商人・職人たちの活動も武士たちとのかかわりを抜きにしては語れない。名古屋城下には、藩士や陪臣、それにつらなる人々が数多く居住し、城下の人口の多くを占めていたものと考えられる。名古屋城下は、武士の町としての性格を濃厚に持っていたのである。

図２－１　表２－５　表２－６　表２－７　表２－８　表２－９

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々
第一節　城下の拡大
２　熱田の町
熱田の人口と住民

現在の名古屋市域で、尾張藩が、名古屋城下のほかに町としての支配を行ったのが熱田である。熱田は、熱田神宮の門前町であるとともに、宮宿とよばれた東海道有数の宿場町であり、尾張と日本全国との物資流通の拠点となる港町でもあるという三つの側面を持っていた。熱田には、熱田社に仕える多くの社家とその配下に属する人々が住み、宿にかかわる人々や、港で働く人々、船に乗る人々が生活していたのである。

表２－10・11に示したように、熱田の人口も名古屋城下と同様に、その数字は断片的で、藩の公式記録といえるものは存在しない。しかも、数字の根拠は一定ではなく、元禄一二年（一六九九）の『熱田旧記』以外は、社家やその配下の数字を含んでいないものと推定され、三箇浦については、熱田奉行の支配下に入る文化一〇年（一八一三）以前は含まれていないものと考えられる。また、熱田には、藩の屋敷や役所もあり、藩士の組屋敷も置かれていて、このほかに武家人口が存在したはずである。いずれにしても、一八世紀以降の熱田には、一万三〇〇〇人を超える人口が存在したのである。

社家については、寛文七年（一六六七）八月、熱田宮大宮司千秋季明が熱田の全社家・社僧について改めた「熱田神職中神領改之帳写」（『熱田神宮文書千秋家文書下』）では、二七四家とあるが、文政一一年（一八二八）の「熱田大宮司千秋季雄願書寫」（同前）では、貞享（一六八四～八七）までは二百三十余家であったのが、断絶の家が多いことにより百七十余家にまで減少したと記されている。社家が困窮し、減少したため、遷宮などの際に人手不足となる事態に立ち至ったのである。

社家の衰退傾向に対し、宮宿や熱田港は、活況を呈していたといえよう（第七章第二節・第三節）。一方、享和二年（一八〇二）の「御分間絵図御用宿方明細書上帳　尾州愛知郡熱田宿」（徳川林政史研究所蔵）は、熱田の人々の生業についてつぎのように記している。

一、宿内酒食其外共商ひ仕候諸商人弐千六百六拾七軒御座候。右家業之間々ニ者農業主ニ仕候。所々名物名産之類無御座候。
一、男女右農業之間ニ男之分ハ日雇稼等も仕、女ハ木綿糸を取り機抔織申候。
一、五穀之外時々野菜を作り申候。尤畑方少分二而多作り出し候儀ハ無御座候。

（中略）

一、山猟人渡世之者無御座候。

熱田は、海側は新田が続き、町屋の集落を抜ければ田畑である。小商いと農業を兼ね、合間には日雇稼ぎや機織りもするという生活であったことがうかがわれる。（関口かをり「近世都市熱田の支配構造と町」）

表２－10　表２－11

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々
第一節　城下の拡大
２　熱田の町
旗屋町・白鳥町・中瀬町

旗屋町は、熱田の町の北部、名古屋道ともよばれた名古屋城下の本町筋から続く街道沿いに位置する町である。町の長さは、東側二三二間、西側二七四間で、間口二、三間、奥行き四、五間の家が街道の両側に建ち並んでいた。

文化年間（一八〇四～一七）の戸数は、「旗屋町絵図面帳」（服部良男「尾張熱田旗屋町絵図面帳と家並帳について」）に記載された区画では一六二。ただし、鍵数の合計は、一七八軒である。住民の二割、家主の二割が社家で、地主となると寺社家で半数以上を占めている。宮宿の中心から離れているため旅籠はなく、参詣者相手の商売と農業が町方の生業であった。

旗屋町は、社家と町方が混在する町である。地主の割合からみて、もともとは、寺社家がほとんどの土地を所有していたのであろう。藩の政策ともあいまって町屋建設が進む中で、借家ができ、家の売却・土地の売却によって、家並帳の記載から姿を消す社家も増えていったと考えられる。江戸時代後期には、役負担や町入用の徴収において、社家と町方の区別はほとんど消滅しているが、もともとは、社家に対する優遇措置が存在したのであろう。一七世紀半ばに四七家あった旗屋町の社家は、一九世紀はじめには、三三家に減少しており、一八世紀後半ごろからは、社家が所有していた家屋が町方に売却される例が多くなった。熱田全体における社家の減少、困窮、発言力の衰退とともに、町内における特権も消滅することとなったのである。（関口前掲論文）

白鳥町は、熱田の北西部、堀川に上る入口の東岸に位置する町である。図２－３は、文化一三年の町割り図で、南北七七間の町筋の東側に町屋が集中し、西側は、空き地や農地である。図２－３の「御上り場」につづく町の北端には、木曽の御料林から切り出した材木を管理する白鳥役所があり、その堀川端が貯木場であった。

嘉永三年（一八五〇）の人別改帳によれば、家数は一二軒、総人数六五人である。表２－12は、そこに記載された職業の一覧で、ほとんどの住民が船運にかかわる者である。二軒を除いて家持で、奉公人とみられる召使い男女の存在からも、船宿川口屋治右衛門や廻船問屋師崎屋善三郎をはじめ、いずれも相当な財力を持つ商工業者とみられる。

白鳥町には社家の住人はいないが、この社家地主は、熱田大宮司千秋家である。また、東側の町屋のさらに東半分の地主は法持寺で、これは明治初年まで変化がなく、このほかは、町方の所有に属している。

中瀬町は、大宮の西、熱田の町の中心部、名古屋城下の本町筋から続く街道沿いの両側八〇間余と、街道から西福寺方面へ西へ入った高御堂筋と八剣宮方面へ東へ入った辻が花町筋の両側の町屋を含む町である。熱田の中でも最も早く町場が成立した町のひとつで、宮大工岡部又右衛門家をはじめ、中世以来の由緒を持つ町民も多かった。宝暦七年（一七五七）の「家並帳」（名古屋市博物館蔵）によると、軒役九二軒、鍵数一〇四軒とある、一軒ごとの町割りは、間口が二間から五間程度と通常とかわらないが、奥行きは五間から一五～一七間前後まで様々で、古い町であるがゆえに名古屋のような整然とした町割りではなかったことがうかがわれる。住民には、社家や、藩の役所に近いせいか、武士と思われる名前もみられる。

この三町をみる限り、熱田において、居住者に借家層が占める割合は、名古屋にくらべ低い割合を示している。宿場町、港町として活況を呈していた熱田だが、住民構造の変化は名古屋にくらべ鈍かったものと考えられる。

図２－３　表２－12

第二章　名古屋城下の発展と周辺の村々

第一節　城下の拡大

２　熱田の町

蓬莱の宮と蓬左

熱田神宮の門前町として発展した熱田は、一六世紀には、すでに町場が形成され、有力な町民を中心とした経済活動や土地取引などが行われていた。江戸時代に名古屋には「蓬左」という別称があり、その記録上の初見は、芭蕉の句集『冬の日』である。名古屋が、名古屋城の築城とともに成立した一七世紀初頭、熱田神宮の名は全国に知られ、熱田は町としてもすでに発展していた。新興の城下町であった名古屋は、蓬莱島ともよばれていた熱田神宮の左方（左には周辺という意味もあり、熱田神宮の周辺を意味する。京都から来れば左手にあたる）に開けた町という意味で「蓬左」とよばれたのである。両者の位置関係とともに、近世初期の熱田の優位を示す呼称である。

家康が清須から名古屋への遷府を決定した理由のひとつは熱田の存在であり、名古屋の外港としての熱田の意味は大きかったはずである。東海道の宮宿の繁栄と、熱田海運の活発な商業活動は、名古屋の発展に欠くことのできない存在であった。名古屋が、南へ向けて都市機能を発展させていったのは、熱田の存在ゆえであり、熱田に向けて発展していったといっても過言ではなかろう。

一八世紀半ばまでの名古屋城下は、橘町の木戸までを南端とし、熱田の北端新尾頭町まで本町通から続く道筋では、古渡村をはさんで五三五間（約一キロメートル）を隔てていた。藩は、すでに寛文年間ころから名古屋城下と熱田を結ぶ道筋の町屋建設や道筋の巾の拡張を進め、早くから道の両側には町屋が立ち並んだ。一八世紀前半には市街地化の進行によって、古渡村全域が町続きとして城下に組み込まれ、名古屋と熱田は境を接する形となった。本町通につながる熱田と名古屋を結ぶ道筋の両側には、時代が下るにつれ、東西の道沿いに町屋が広がり、横町が発達していった。特に橘町の木戸から古渡橋の筋までの間は、一九世紀にはほとんどが町屋となり、前述の日置・前津小林の地から続く城下の人々の遊興の地となったのである。

一方、熱田の側からも、旗屋町や新旗屋町の家並みが街道沿いに名古屋の方面に向けてのびていったが、東西に向けての横町の発達には至らなかった。古渡までのびてきた名古屋城下は、本町筋からの道で熱田とつながりながら、名古屋と熱田が太く交わりひとつになることはなかった。そこには、熱田の神領地としての誇りとこだわりが存在したこともあろう。近世において、蓬左が、蓬莱の宮を吸収することはなかったのである。

熱田の名古屋市合併は、明治四〇年である。名古屋の都市としての原点を、名古屋城下とともに熱田にも求めねばならないのは確かである。

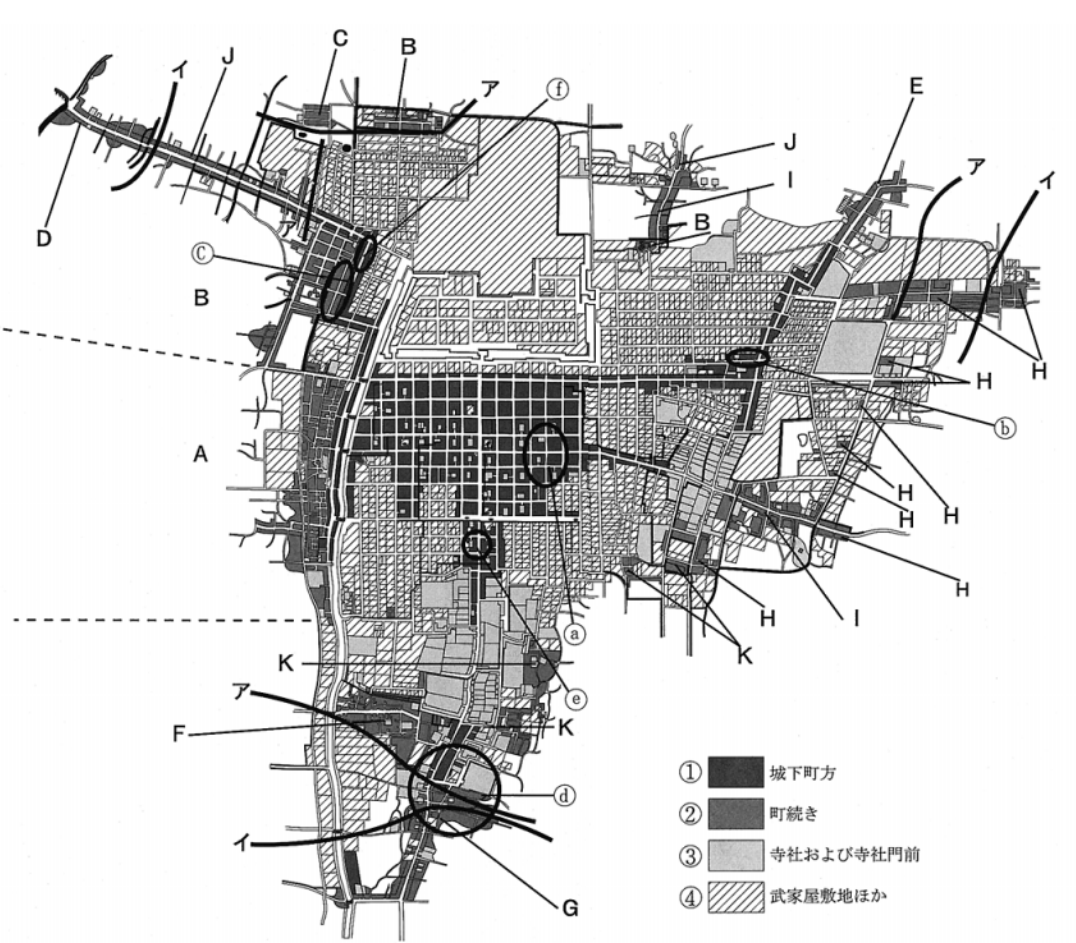

図２－１　名古屋城下支配区分図

表２－１　村別町続き地一覧（享保13年）

村　名	町　名	地域（図2－1参照）
廣井村	堀川西岸江川端までの水主町から信行院筋まで、戸田道、祢宜町	A
名古屋村	六句町、伝馬町、小伝馬町、江戸屋筋、奉公人町、万松寺町、飴屋町、浅間町、上宿御中間町、志水町、他	B
押切村	南柳町、北柳町	C
枇杷島村	橋詰まで	D
大曽根村	坂下町まで	E
日置村	旅籠町、金塚町他	F
古渡村	全域	G
名古屋新田	替地出来町、古出来町、浄妙寺前町、糸屋町、水道先町、辰巳角町、奥田町、東瓦町	H
	志水池町、東田町	I
杉村・栄村	杉村出町、栄村出町	J
前津小林村	矢場 春日明神地子、錦屋町、瓦町、飴屋町、玄乗寺門前	K

（『吏事随筆三』により作成）

表２－２　六句町家並一覧（享和元年）

町内区域	間口（間）	裏（間）	軒役	表鍵	棟	裏鍵	家主住所	家主	家主等住居*1	借家*2
西側	5	20	1	1	1		町内	新八	1	
	5	22	1	2	1		町内	喜兵衛	1	1
	8	20	1	3	1	1（居宅）	町内	りの	1	3
	14	22	2	7	1	1（居宅）	海老屋町	清兵衛	1（親類）	7
	3.5	22	1	1	1		町内	きを	1	
	3.5	22	1	1	1		町内	忠蔵	1	
	7	22	1	3	1	1（居宅）	押切村	ぬい	1（家主代）	3
	9	22	1	3	1	1（居宅） 1（借家）	戸田町	彦三郎	1（隠居家）	4
	4	22	1	1	1		町内	吉蔵	1	
	4 2/3	22	1	1	2		町内	半六	1	
	4 1/3	20	1	2	1		吉見地子	いさ		2
	3	22	1	1	1		町内	長左衛門	1	
	3	22	1	1	1		戸田町	辰之助		1
	3	22	1	1	1		町内	錦吉	1	
	17	22	4	7	2	1（居宅）	町内	浅野良輔	1	7
	11	20	2	9	3		町内	六右衛門		9
	6	19	1	1	1		町内	佐平	1	
	12	19	2	5	2		下材木町	善六		5
	6	19	1	1	1		町内	利八	1	
	6	18	1	2	1	1（居宅）	町内	佐平	1（家主父）	2
	4 1/3	18	1	2	1		町内	利八		2
	10	18	3	1	2		町内	源蔵	1	
	7.5	18	2	2	2		町内	つね	1	1
	6.5	18	2	2	1		町内	清蔵	1	1
	4	18	1	1	1		町内	善兵衛	1	
	3	16	1	1	1		町内	六右衛門		1
	6	15	1	6家尻共	3カ		町内	とみ	1	5
東側	9	17	1	8家尻共	1		町内	庄吉	1	7
	8	18	2	4	2		町内	六右衛門		4
	8	18	2	4	1		船入町	嘉兵衛		4
	3 2/3	18	1	1	1		船入町	嘉兵衛		1
	7 1/3	18	2	4	1		船入町	嘉兵衛		4
	5	18	1	2	1		堀詰町	市右衛門		2
	3	18	1	1	1		町内	泉乗院	1	
	5	20	1	2	1	1（居宅）	堀詰町	磯七	1（家主代）	2
	10 2/3	20	1	4	1	1（居宅）	堀詰町	磯七	1（家主代）	4
	6	19	1	2カ	1		堀江町	孫兵衛		2
	16	20	3	9家尻共	3			六右衛門	1	8
	9.5	20	2	11家尻共	2		町内	利八		11
	5.5	20	1	2	1		堀詰町	源右衛門		2
	5	20	1	2	1		町内	六右衛門		2
	3.25	20	1	1	1		町内	伊助	1	
	6.5	22	2	1	1		町内	吉田源吾	1	
	3.25	22	1	1	1		町内	万助	1	
	5.5	20	1	1	2		町内	甚助	1	
	5.5	20	1	2	1		町内	市右衛門	1	1
	6	22	1	3	1		戸田町	彦三郎		3
	8	22	2	3	1		町内	金蔵	1	2
	11.5	20	2	5	2		戸田町	直助		5
	7.5	20	1	3	1		町内	善吉	1	2
上横町南側	9	20	2	12家尻共	2		蛾屋町	はつ		12
	6	22	2	1	1		町内	清兵衛	1	
	3.5	22	1	1	1		町内	もん	1	
	4	22	1	1	1		町内	源兵衛	1	
			75	159	70	8（居宅） 1（借家）			36	132

注：*1借家以外の家主および家主代をはじめ家主に属するものの居宅数を示す。
（）内は、家主以外の居住で、注記にあるものを示した。
*2左欄に記入しなかったものは、すべてこの欄に記した。
家主の別宅、家主代の住居などが含まれている可能性もある。
（関西大学蔵尾張国名古屋六句町蔦屋文書「享和元年九月六句町家並帳」より作成）

表２－３　飯田町住民職業家族数一覧（嘉永３年）

名　前	家持・借家	職　業	家族（男・女）	家　主
富士代屋又吉	家　持	材木商売	6（3・3）	
長兵衛	家　持	大工職	6（4・2）	
権七	借　家	味噌商売	1（1・0）	るい
材木屋八左衛門	家　持	材木商売	6（4・2）	
清兵衛	借　家	袋物師	2（1・1）	八五郎
新助	借　家	菓子類商売	2（1・1）	八五郎
与三兵衛	借　家	日雇渡世	3（2・1）	八五郎
伊三郎	借　家	味噌日雇	4（3・1）	八五郎
友助	借　家	町内肝煎	1（1・0）	八五郎
吉蔵	借　家	日雇渡世	4（2・2）	八五郎
伊助	借　家	木挽職	6（1・5）	八五郎
儀蔵	借　家	畳職	5（1・4）	八右衛門
文助	借　家	春米商売	3（2・1）	某
市蔵	借　家	提灯張職	3（2・1）	某
甚吉	借　家	下駄職	1（1・0）	某
りか	借　家	繰糸渡世	2（0・2）	某
せい	借　家	繰糸渡世	2（1・1）	某
この	借　家	繰糸渡世	3（1・2）	某
美濃屋ちう	家　持	寄せ屋商売	4（1・3）	
安兵衛	借　家	大工職	2（1・1）	*理助
倉吉	借　家	建具職	3（1・2）	*理助
理助	家　持	大工職	3（2・1）	
甚助	借　家	大工職	6（3・3）	又吉
ます	借　家	酒小売商売	3（1・2）	又吉
由蔵	借　家	大工職	3（2・1）	又吉
庄吉	借　家	大工職	4（1・3）	又吉
のぶ	借　家	繰糸渡世	1（0・1）	八五郎
幸七	家　持	鍛冶職	3（2・1）	
源兵衛	借　家	車職	5（3・2）	*次郎八
次郎八*	家　持	大工職	5（2・3）	
順吉	借　家		4（2・2）	清左衛門
せき	借　家	繰糸渡世	1（0・1）	*市兵衛
つね	借　家	繰糸渡世	2（0・2）	*市兵衛
松蔵	借　家	酒造日雇	3（2・1）	*市兵衛
みな	借　家	繰糸渡世	3（0・3）	*市兵衛
七蔵	借　家	木挽職	2（1・1）	*市兵衛
市兵衛*	家　持	鍛冶職	4（3・1）	

名前	家持・借家	職業	家族（男・女）	家主
徳右衛門	借家	古道具商売	5（1・4）	*市兵衛
善八	家持	大工職	5（2・3）	
理助*	家持	仕立物職	4（1・3）	
与吉	家持	大工職	4（1・3）	
新兵衛	家持	大工職	4（3・1）	
太助	借家	春米商売	2（1・1）	専助
善九郎	借家	味噌日雇	7（2・5）	専助
庄七	借家	味噌日雇	3（2・1）	専助
りやう	借家	繰糸渡世	1（0・1）	専助
かな	家持	桶師職	2（1・1）	
長兵衛	家持	木挽職	3（1・2）	
理助	借家	古道具商売	5（2・3）	八五郎
清蔵	借家	日雇渡世	2（1・1）	八五郎
平吉	家持	左官職	6（3・3）	
藤兵衛*	家持	大工職	4（1・3）	
平兵衛	借家	古手商売	2（1・1）	*藤兵衛
半七*	家持	畳職	7（3・4）	
徳蔵	借家	大工職	3（1・2）	*理右衛門
理右衛門*	家持	大工職	5（2・3）	
庄兵衛	借家	苧口荷商売	4（2・2）	*半七
徳左衛門	家持	指物師	3（2・1）	
弥兵衛	借家	大工職	1（1・0）	*円勝寺
代助	借家	煎餅屋	3（2・1）	*円勝寺
松蔵	借家	大工職	3（2・1）	*円勝寺
小兵衛	借家	錺職	4（2・2）	*円勝寺
弥助	借家	八百屋	4（1・3）	清左衛門
久助	借家	大工職	4（3・1）	清左衛門
善左衛門	借家	大工職	3（1・2）	清左衛門
長佐衛門*	家持	大工職	3（1・2）	
甚兵衛	借家	下駄職	3（2・1）	*長左衛門
喜代七	借家	大工職	5（3・2）	*長左衛門
重助	借家	馬具職	4（2・2）	*長左衛門
孫助	借家	炭薪商売	3（2・1）	又吉
すみ	借家	繰糸渡世	3（1・2）	又吉
栄吉	借家	日雇渡世	4（2・2）	八五郎
元四郎	借家	売薬商売	2（1・1）	八五郎
合計	家持20・借家53		251（117・134） 家持 87（42・45） 借家164（75・89）	

注：*印は、町内の寺院および本表に記した町内居住の家主を示す。
（徳川林政史研究所蔵「飯田町人別御改帳」より作成）

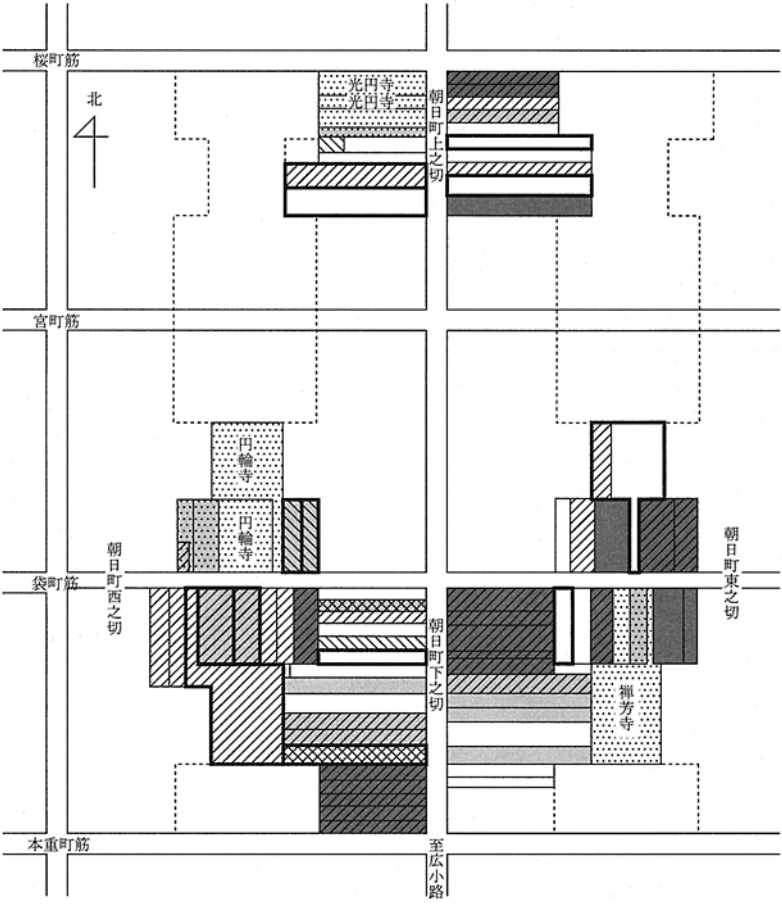
桜町筋
北
光円寺
光円寺
朝日町上之切
宮町筋
円輪寺
円輪寺
朝日町西之切
朝日町東之切
袋町筋
朝日町下之切
禅芳寺
本重町筋
至広小路
享和元年ごろの町内居住者の控地
（自己の居宅ではなく借家別宅など）
享和元年ごろの町外居住者の控地
享和元年ごろの武士所有の土地
寺社および寺社関連の土地
天保年間までに町外居住者に売却されたもの
天保年間までに町内居住者に売却されたもの
天保年間までに町外に売却され後に
町内の家主に売却されたもの

図２－２　朝日町家並図

表２－４　朝日町内支配外居住者一覧（享和３年～文化２年）

	名前	役職	家持・借家	家持	備考
1	秦　鼎	儒者50石	家持		会所地住居
2	清水平左衛門	小普請組	家持		
3	鈴木元九郎	浮人同心	家持		
4	杉山弥一左衛門	石河伊賀守家老	家持		
5	水野治左衛門	毛利源内家老	家持		
6	永坂養二	外科医師	家持		
7	村瀬昌内	中西甚五兵衛（1200石）用役見習	家持		文化元江戸転居
8	棚橋市四郎	広敷賄人・切米７石	同居	棚橋みな	
9	高木金吾	町方同心	同居	な　よ	
10	高木源蔵	役所同心見習	同居		
11	青木髪太夫	左官頭・切米８扶持２人分	同居	青木儀兵衛	
12	杉山弥八郎	石河伊賀守用人	同居	杉山弥一左衛門	
13	弥田善治	山澄豊吉（4000石山澄将監嫡子）家臣	同居	永坂養二	
14	箕浦定蔵	普請方手代	借家	宮町かね	
15	酒井仙治	渡辺半蔵家臣無役	借家	鈴木元九郎	
16	尾崎要右衛門	荒川次郎九郎（1200石）中小姓	借家	下材木町ます	享和３浪人、長野八助家（1000石御側大寄合大目付）仕官、文化元浪人
17	橘本喜三郎	横井孫右衛門家臣	借家		享和３浪人、文化元横井家再仕官
18	土屋豊左衛門	歩行格以下小普請	借家		文化元武野治兵衛（300石御先手足軽頭）組水野安左右衛門方同居
19	櫻井利蔵	支配勘定	借家	村瀬昌内	文化元転入
20	加藤長鳥	掃部守御坊主組頭	借家	妙誓	文化元転入
21	加藤周弥	掃部守御坊主	借家	妙誓	文化元転入、加藤長鳥同居
22	森川喜三郎	石河伊賀守玄関役	借家	上七間町左兵衛	勘蔵倅、文化２仕官
23	智泉院	杉山弥一左衛門請女隠居	借家	杉山弥一左衛門	
24	慈光	弓矢方同心桑原八郎右衛門女隠居	借家	妙誓	
25	澄都	座頭	借家	上田町とき	
26	増の都	座頭	借家	鈴木元九郎	
27	けい	瞽女	借家	宮町市郎右衛門	

（朝日町美濃屋佐兵衛家文書「御用留帳」より作成）

表2－5　資料に記録された城下人口の推移

年　次	人　口	典拠資料
承応3（1654）	154,932人	塵点録
万治2（1659）	55,129	塵点録
寛文4（1664）	54,998	塵点録
9（1669）	55,849	蓬左旧記・塵点録
延宝2（1674）	56,636	蓬左旧記・塵点録
貞享元（1684）	54,118	蓬左旧記
元禄2（1689）	57,843	「名古屋史要」
7（1694）	55,665	「名古屋史要」
享保6（1721）	42,135	古義
11（1726）	50,375	古義
寛延3（1750）	72,583	尾州藩古義
天保11（1840）	75,779	連城亭随筆
慶応元（1865）	73,963	椋園時事録
明治4（1871）	71,698	見聞雑劄
6（1873）	126,808	日本帝国人口静態統計

表２－６　町方人口内訳（慶応元年）

	人　数	男	女
町中	34,300人	17,709人	16,591人
寺社門前	6,743	3,253	3,490
町続之分	32,060	15,469	16,591
御用人支配医師	68	40	28
御用人支配勾当	50	29	21
御用懸医師	122	55	67
御目見医師	157	78	79
一段席医師	187	99	88
二段席医師	90	56	34
三段席医師	83	47	36
浪人	103	50	53
合計	73,963	36,885	37,078

（名古屋市鶴舞中央図書館蔵「椋園時事録」により作成）